

各関係団体の長様

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課人材確保担当課長

平成31年度介護従事者確保総合推進事業費補助金に係る事業実施協議等について(依頼)
日頃から本道の保健福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、標記事業の実施にあたりまして、次のとおり事前協議を行いますので通知します。事業概要につきましては、別添資料をご参照ください。
本事業に係る周知につきましては、介護サービス事業者等に対しての直接通知は行わず、各(総合)振興局健康環境部社会福祉課のほか関係団体、市町村及び市町村社会福祉協議会宛てに通知し、事業周知をしております。
つきましては、貴団体会員の皆様に周知くださいますようお願いいたします。

記

1 事前協議

事業名	協議様式	提出先	提出期限
介護事業所内保育所運営支援事業	様式3	地域福祉課	令和元年(2019年)5月22日(水)

2 留意事項

(1) 提出方法

電子メール

【送信先】taneda.aoi@pref.hokkaido.lg.jp

※電子メールが出来ない場合は、次の宛先まで郵送ください。

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課福祉人材グループ

(2) その他

- ① 予算の範囲内での実施のため、不採択となる場合があります。
- ② 協議内容の審査後、補助金額の内示を行いますが、内示の通知は6月中旬を予定しております。
- ③ 予算執行状況に応じて、追加協議を行うことがあります。
- ④ 各様式等については、当課ホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/>)にも掲載しておりますので、ご活用ください。

3 添付資料

- (1) 平成31年度介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱
- (2) 介護従事者確保総合推進事業実施要綱
- (3) 留意事項及び協議様式

(連絡先)
福祉人材グループ
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111
担当: 種田 (内線 25-618)
E-mail: taneda.aoi@pref.hokkaido.lg.jp

平成 31 年度介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱

1 趣旨

福祉・介護人材の安定的な確保を図るため、地域医療介護総合確保基金による介護従事者確保総合推進事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 補助事業等

「介護従事者確保総合推進事業実施要綱」（平成 27 年 7 月 27 日付け福祉第 1425 号保健福祉部長決定）に基づき行われる、この補助金の対象事業、補助事業者、補助基準額、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

3 算定方法

この補助金の交付額は、別表の第 1 欄に定める事業ごとに、第 3 欄に定める補助基準額と第 4 欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額とする。ただし、算出された金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 交付申請

この補助金の交付を受けようとするときは、規則第 3 条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第 1 号様式）（平成 10 年北海道告示第 500 号北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式。以下「保福第〇号様式」について同じ。）に次に掲げる書類を添付し、告示された期限までに、別表（2）の事業については総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に、それ以外の事業及び補助事業者が札幌市内に所在する団体については知事に、提出しなければならない。

なお、補助事業者等は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

- (1) 事業計画書（保福第 262 号様式（介護のしごと魅力アップ推進事業））（保福第 263 号様式、保福第 263 の 2 号様式（キャリアパス支援等研修事業））（保福第 1 の 2 号様式、保福第 416 号様式（介護事業所内保育所運営支援事業））（保福第 415 号様式（介護技能習得支援事業））
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（保福第 1 の 16 号様式（介護事業所内保育所運営支援事業を除く。））（保福第 417 号様式（介護事業所内保育所運営支援事業））
- (3) 経費の配分調書（保福第 1 の 18 号様式）
- (4) 事業予算書（保福第 1 の 20 号様式）
- (5) 資金収支計画書（保福第 1 の 32 号様式）
- (6) 補助金の交付申請等に関する協定書
- (7) キャリアパス支援研修事業ユニット構成施設・事業所一覧

- (8) 保育士等給与費明細書（保福第 418 号様式）
 - (9) 介護事業所内保育所利用児童数調（保福第 456 号様式）
 - (10) 保育料及び保育時間が規定された規則等の写し（原本証明をしたもの）
 - (11) 委託契約書の写し（原本証明をしたもの）及び運営要綱等
- ※（6）及び（7）はキャリアパス支援等研修事業においてユニットを構成する場合のみ
- ※（8）、（9）及び（10）は介護事業所内保育所運営支援事業のみ
- ※（11）は介護事業所内保育所運営支援事業において運営等を外部に委託している場合のみ

5 交付条件

補助事業者に補助金を交付する場合は、次の条件を付すものとする。

- (1) 規則及び本補助金交付要綱に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助事業等の内容を変更するときは、知事又は総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の 10 分の 2 を超えないとき。
 - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- (3) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事又は総合振興局長等の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事又は総合振興局長等に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) (6) の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (10) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (11) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、(10) により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに

知事又は総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

- (12) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (13) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (14) この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければならない。
- (15) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事又は総合振興局長等の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (16) (15)の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (17) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (18) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (19) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

6 補助金の変更申請

この補助金の交付決定後の事情により、補助事業の内容又は補助対象経費等を変更しようとする場合は、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に4に掲げる書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

7 補助金の概算払

補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は、補助金等概算払申請書（保福第1の26号様式）に最新の資金収支計画書を添えて、知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

8 概算払の決定等

7の申請に基づき、補助事業等の遂行に必要な資金を、必要の都度、概算払することができるものとする。ただし、7の規定による資金収支計画を確認した結果、資金不足が生じないと認められるときは、概算払をしないものとし、理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

9 補助事業の中止又は廃止

補助事業者が、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）を知事又は総合振興局長等に提出し承認を受けなければならない。

10 補助金の実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（保福第262号様式（介護のしごと魅力アップ推進事業））（保福第263号様式、保福第263の2号様式（キャリアパス支援等研修事業））（保福第1の2号様式、保福第416号様式（介護事業所内保育所運営支援事業））（保福第415号様式（介護技能習得支援事業））
 - (2) 補助金等精算書（保福第1の30号様式（介護事業所内保育所運営支援事業を除く。））（保福第417号様式（介護事業所内保育所運営支援事業））
 - (3) 事業精算書（保福第1の31号様式）
 - (4) 保育士等給与費明細書（保福第418号様式）
 - (5) 介護事業所内保育所利用児童数調（保福第456号様式）
 - (6) 介護事業所内保育所運営支援事業実績報告書（保福第457号様式）
 - (7) 委託料精算書（原本証明をしたもの）
 - (8) 対象者の同意書兼誓約書
 - (9) 対象者の福祉人材センター・福祉人材バンクが発行した求職者登録証の写し
 - (10) 対象者の初任者研修及び生活援助従事者研修の修了証明書の写し
- ※（4）、（5）及び（6）は介護事業所内保育所運営支援事業のみ
※（7）は介護事業所内保育所運営支援事業において運営等を外部に委託している場合のみ
※（8）、（9）及び（10）は介護技能習得支援事業のみ

11 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

別表

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
<p>(1) 介護のしごと 魅力アップ推進事業</p>	<p>ア 介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を設置する者 イ その他知事が適当と認める団体</p>	<p>1施設（事業者） 2,000千円以内</p>	<p>当該事業に必要な職員手当、報酬、給料、賃金、報償費、共済費、職費、旅費、燃料費、食糧費（食）、食に印刷製本費（修繕費）、印刷製本費（通信運搬費、保険料）、手数料、使用料、賃借料、負担金</p>	<p>10/10以内</p>
<p>(2) キャリアアップ 支援等研修事業</p>	<p>ア 介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を設置する者 イ ユニット（福祉・介護サービスに係る5以上の施設、事業所から構成され、一定の要件（a）利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所。b 運営している施設、事業所の種類、数が単一である法人の施設、事業所。ただし、訪問介護事業所、サービスセンターなどの事業所（定員20人以下）が併設されている施設は対象。c 少額の繰越金のみ所有しており、経営基礎が脆弱な施設、事業所。）を満たす施設、事業所が過半数に達すると知事が認めるもの並びに5以上の介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設及び精神保健福祉士養成施設から構成されるもの） ウ その他知事が適当と認める団体</p>	<p>1事業者（ユニット） 450千円以内 ただし、広域（複数）の（総合）振興局管内）で実施する場合は、750千円以内</p>	<p>当該事業に必要な職員手当、報酬、給料、賃金、報償費、共済費、職費、旅費、燃料費、食糧費（食）、食に印刷製本費（修繕費）、印刷製本費（通信運搬費、保険料）、手数料、使用料、賃借料、負担金</p>	<p>10/10以内</p>
<p>① キャリアアップ 支援研修事業</p>	<p>ア 介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を設置する者 イ ユニット（福祉・介護サービスに係る5以上の施設、事業所から構成され、一定の要件（a）利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所。b 運営している施設、事業所の種類、数が単一である法人の施設、事業所。ただし、訪問介護事業所、サービスセンターなどの事業所（定員20人以下）が併設されている施設は対象。c 少額の繰越金のみ所有しており、経営基礎が脆弱な施設、事業所。）を満たす施設、事業所が過半数に達すると知事が認めるもの並びに5以上の介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設及び精神保健福祉士養成施設から構成されるもの） ウ その他知事が適当と認める団体</p>	<p>1事業者（ユニット） 450千円以内 ただし、広域（複数）の（総合）振興局管内）で実施する場合は、750千円以内</p>	<p>当該事業に必要な職員手当、報酬、給料、賃金、報償費、共済費、職費、旅費、燃料費、食糧費（食）、食に印刷製本費（修繕費）、印刷製本費（通信運搬費、保険料）、手数料、使用料、賃借料、負担金</p>	<p>10/10以内</p>

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率																																																																
② 実務者研修等支援事業	ア 福祉・介護サービス事業者 イ その他知事が適当と認める団体	1事業者 570千円以内	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、委託料）	10/10以内																																																																
(3) 介護技能習得支援事業	介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修指定事業者（一般受講者の受入を行っている事業者に限る。）	1人当たり受講料の1/2以内（上限額45千円）	受講料の減免に要した経費（受講料の減額）	10/10以内																																																																
(4) 介護事業所内保育所運営支援事業	設置主体が民間、公的施設及び市町村（一部事務組合を含む。）である、道内の介護サービス施設・事業所内保育所で、保育料として1人当たり月額10,000円以上徴収している施設。	<p>補助基準額は、種別ごとに次のとおり算定した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="837 851 1037 1646"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>保育士等数(a)</th> <th>単価(b)</th> <th>運営月数(c)</th> <th>保育料収入相当額(d)</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型特例</td> <td>1人</td> <td></td> <td rowspan="2">12月以内</td> <td>288,000円以内</td> <td>1,556,400円以内</td> </tr> <tr> <td>A型</td> <td>2人</td> <td>153,700円</td> <td>1,152,000円以内</td> <td>2,536,800円以内</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>4人</td> <td></td> <td rowspan="2">12月以内</td> <td>2,880,000円以内</td> <td>4,497,600円以内</td> </tr> <tr> <td>B型特例</td> <td>6人</td> <td></td> <td>5,184,000円以内</td> <td>5,882,400円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保育料収入相当額は、種別ごとに次のとおり算定した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="614 929 805 1556"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>保育児童数(e)</th> <th>単価(f)</th> <th>運営月数(g)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型特例</td> <td>1人</td> <td rowspan="2">24,000円</td> <td rowspan="2">12月以内</td> </tr> <tr> <td>A型</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>10人</td> <td rowspan="2">24,000円</td> <td rowspan="2">12月以内</td> </tr> <tr> <td>B型特例</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助基準額及び保育料収入相当額は、実際の運営月数を用いて算定すること。</p> <p>※各種別の適用には、保育児童数、保育士等数、保育時間すべての要件を満たすことが必要。</p> <table border="1" data-bbox="367 929 510 1556"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>保育児童数</th> <th>保育士等数</th> <th>保育時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A型特例</td> <td>4人未満</td> <td>2人以上</td> <td>8時間以上</td> </tr> <tr> <td>A型</td> <td>4人以上</td> <td>4人以上</td> <td>8時間以上</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>10人以上</td> <td>4人以上</td> <td>10時間以上</td> </tr> <tr> <td>B型特例</td> <td>30人以上</td> <td>10人以上</td> <td>10時間以上</td> </tr> </tbody> </table>	種別	保育士等数(a)	単価(b)	運営月数(c)	保育料収入相当額(d)	補助基準額	A型特例	1人		12月以内	288,000円以内	1,556,400円以内	A型	2人	153,700円	1,152,000円以内	2,536,800円以内	B型	4人		12月以内	2,880,000円以内	4,497,600円以内	B型特例	6人		5,184,000円以内	5,882,400円以内	種別	保育児童数(e)	単価(f)	運営月数(g)	A型特例	1人	24,000円	12月以内	A型	4人	B型	10人	24,000円	12月以内	B型特例	18人	種別	保育児童数	保育士等数	保育時間	A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上	A型	4人以上	4人以上	8時間以上	B型	10人以上	4人以上	10時間以上	B型特例	30人以上	10人以上	10時間以上	保育士等職員の配置に必要な経費（人件費、委託料（人件費））	2/3以内
種別	保育士等数(a)	単価(b)	運営月数(c)	保育料収入相当額(d)	補助基準額																																																															
A型特例	1人		12月以内	288,000円以内	1,556,400円以内																																																															
A型	2人	153,700円		1,152,000円以内	2,536,800円以内																																																															
B型	4人		12月以内	2,880,000円以内	4,497,600円以内																																																															
B型特例	6人			5,184,000円以内	5,882,400円以内																																																															
種別	保育児童数(e)	単価(f)	運営月数(g)																																																																	
A型特例	1人	24,000円	12月以内																																																																	
A型	4人																																																																			
B型	10人	24,000円	12月以内																																																																	
B型特例	18人																																																																			
種別	保育児童数	保育士等数	保育時間																																																																	
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上																																																																	
A型	4人以上	4人以上	8時間以上																																																																	
B型	10人以上	4人以上	10時間以上																																																																	
B型特例	30人以上	10人以上	10時間以上																																																																	

介護従事者確保総合推進事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、福祉・介護人材の安定的な確保と職場定着を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用して実施する介護従事者確保総合推進事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の内容

事業の内容について、細事業ごとに、次のとおり定める。

(1) 介護のしごとと魅力アップ推進事業

ア 目的

中・高校生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さや魅力などを伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来にわたって福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

下記ウの対象者が、(ア) から (ウ) を実施した場合に、負担した費用の一部を助成する。
なお、(ア) 及び (イ) は必須事業とする。

- (ア) 中・高校生等を対象に、福祉・介護職場での体験や現役の介護職員等との意見交換、もしくは、福祉・介護の魅力等の理解促進を図る説明会
- (イ) 地域住民を対象とした福祉・介護の魅力等の普及啓発に資する行事等の開催
- (ウ) その他本事業の目的に合致すると認められる取組

ウ 対象者

- (ア) 道内に設置されている養成施設
- (イ) その他知事が適当と認める団体

(2) キャリアパス支援等研修事業

ア 目的

福祉・介護サービスに従事する者が、自らの職種に誇りと将来展望を持って働くことができるよう、キャリアパスを見据えた研修等の実施や、介護福祉士国家試験の受験資格要件となる「実務者研修」等の受講促進に資する事業を実施することにより、福祉・介護人材の資質向上や定着支援を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) キャリアパス支援研修事業

養成施設等が、次に掲げるキャリア形成を促進するための研修を実施した場合に、研修に要する費用について助成する。

a 研修内容

- (a) 福祉・介護サービスに従事する者の資格取得や知識・技術力のレベルアップのための研修
- (b) チームリーダーや初任者等の指導的立場としての視点や技術等を習得するための研修
- (c) その他人材の定着支援に資する研修として知事が認める研修

b 対象者

- (a) 道内に設置されている養成施設等
- (b) 5つ以上の福祉・介護サービスに係る施設・事業所（以下、「施設等」という。）で構成され、かつその過半数が次に掲げる要件のいずれかを満たす団体（以下、「ユニット」という。）であって、知事が認めるものとする。
 - ① 利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人

以下の事業所

② 運営している施設等の種類及び数が単一である法人の施設等
ただし、訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所（定員20人以下）
が併設されている施設は対象とする。

③ 少額の繰越金のみ所有しており経営基盤が脆弱な施設・事業所

(c) その他知事が適当と認める団体

c その他

(a) 事業実施の養成施設や団体、ユニットの代表施設等に対して、補助金を交付する。

(b) ユニット構成施設等は次の事項を満たす協定書を締結し、各構成員が記名押印の上、
保有するものとする。

① 目的

② 名称

③ 構成員の住所及び氏名

④ 代表者の名称

⑤ 代表者の権限

⑥ 構成員の連帯責任

⑦ 協定書に定めのない事項

(c) 介護職員初任者研修などの、公的に制度化されている事業は対象としない。

(d) 施設等の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、
単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としない。

(イ) 実務者研修等支援事業

福祉・介護サービス事業者等が、現任職員に介護福祉士国家試験の受験資格要件となる
「実務者研修」等を受講させる際に、代替職員を新たに雇用した場合、その雇用に要する
人件費等の一部を助成する。

a 対象者

(a) 福祉・介護サービス事業者

(b) その他知事が適当と認める団体

b 対象研修

(a) 介護福祉士実務者研修

(b) 介護職員初任者研修

(c) 喀痰吸引等研修

(d) 認知症介護実践者研修

(e) 認知症介護実践リーダー研修

c その他

代替職員を直接雇用する場合の人の人件費のほか、労働者派遣事業者を利用した場合には、
派遣契約に伴う派遣料も補助対象とする。

(3) 職場体験事業

ア 目的

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、実際の職場を体験する機会を提供すること
により、就労への意欲喚起を図るとともに、就職希望者、事業者双方のミスマッチを解消す
るなど円滑な就労を支援し、新たな人材の参入促進を図ることを目的とする。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施を社会福祉法人北海道社会福祉協議会に委
託する。

ウ 事業の内容

職場体験事業の周知や受入施設と体験希望者との連絡・調整、体験者に対する就労相談・

斡旋等を行い、円滑な就労支援を行う。

エ 事業の対象者

福祉・介護の仕事に関心を有する者

オ 受入施設

生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）、老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）に基づく施設及び事業所

カ 受入費用

職場を体験する機会を提供した施設、事業所に対して、受入れ費用として体験者 1 人 1 日当たり 6,800 円を助成する。

キ 留意事項

- (ア) 職場体験は体験参加者 1 人当たり 10 日以内とする。
- (イ) 職場体験参加への資格は不問とし、給与は無給とする。
- (ウ) 職場体験参加に係る交通費は、体験参加者の申請に基づき、実費分を支給する。

(4) 次世代の担い手育成推進事業

ア 目的

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に福祉教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、成長段階に合わせてフィールドワークや体験学習等のモデル授業を実施し、児童・生徒をはじめとした若年層の福祉・介護に関する理解を深めることを目的とする。

イ 事業の内容

園児・児童・生徒・教員に対し、福祉及び介護に関する理解の促進を図る授業の実施。

ウ アドバイザーの派遣

(ア) 業務内容

アドバイザーは園児・児童・生徒、教員を対象に、福祉及び介護に対する関心を高める授業の実施や、当該授業の展開方法等に係る指導、助言を行うものとする。

(イ) 費用負担

アドバイザーの派遣に要する費用は、北海道が負担する。

(ウ) 守秘義務

アドバイザーは、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

エ アドバイザーの委嘱

アドバイザーは、保健福祉部において、各（総合）振興局単位で福祉に関する有識者等を若干名選考し、知事が委嘱する。

(5) 介護のしごと普及啓発事業

ア 目的

介護人材を安定的に確保するためには、少子化に伴い減少する若年層だけでなく、介護サービスを必要としない高齢者や、出産・子育て等離職している主婦層などの多様な人材の参入を促進する必要があることから、高齢者や主婦層等を対象に介護の理解を深めることを目的とする。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者に委託するものとする。

ウ 事業の内容

- (ア) 介護のイベントの開催

- (イ) 介護に係る普及啓発資料の作成
- (ウ) 介護の職場見学会等の実施
- (エ) 介護の魅力を発信する広報活動
- エ 事業の対象者
 - 高齢者や主婦層等

(6) 介護従事者定着支援事業

ア 目的

介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、行政、事業者団体、教育等が連携・協働し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組を推進する。

イ 事業の内容

(ア) 協議会組織の設置

人材確保に関する課題等について情報共有を図るとともに、施策や事業等の連携・協働について協議を行う。

a 構成

福祉・労働・教育の各行政機関、事業者及び企業等

(イ) 労働環境改善支援事業

事業所の労働環境を改善するため、組織経営や人材マネジメントに精通した専門員を配置し、労務管理や職場環境改善に向けた相談支援、事業所の管理者等に対する研修会等を行う。

a 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施を公益財団法人介護労働安定センターに委託する。

b 事業の対象者

介護事業所管理者及び介護従事者等

(7) 介護事業所内保育所運営支援事業

ア 目的

介護サービス施設・事業所に従事する職員のために保育所を運営する事業について助成し、介護従事者の離職防止及び再就業を促進する。

イ 事業の内容

道内の介護サービス施設・事業所内保育所に対し、運営費の一部を助成する。

ただし、都道府県労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」、市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」における給付等の両立支援事業及び公益財団法人児童育成協会が実施する「企業主導型保育助成事業」との重複補助は認めない。

ウ 事業の対象者

設置主体が民間、公的施設及び市町村(一部事務組合を含む)で、以下に掲げる介護事業所内保育所の種別に該当し、原則12ヶ月運営し、かつ、保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している、介護保険法に基づく介護サービス施設・事業所の設置者とする。

〈施設種別〉

区分	児童数	保育士等数	保育時間	保育料
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上	児童1人当たり 月額平均10,000円
A型	4人以上			
B型	10人以上	4人以上	10時間以上	以上
B型特例	30人以上	10人以上		

エ (補助対象者の義務)

補助対象者は、設備及び運営について児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)を尊重するものとする。

(8) 介護未経験者に対する研修支援事業

ア 目的

「介護職員初任者研修等指定事業者」が実施する、「介護職員初任者研修等」の費用を支援することで、介護分野での就業希望者の資格取得に係る費用を軽減し、着実な雇用を図る。

イ 事業の内容

(ア) 介護技能習得支援事業

介護職員初任者研修等指定事業者が、介護分野での就業を希望し、福祉人材センター・福祉人材バンクに求職者登録している受講者に対して、介護職員初任者研修等の受講料を減免する際に、その減免分の費用の一部を助成する。

a 実施主体

介護職員初任者研修等指定事業者

b 補助対象者(対象者要件)

介護分野への就業を希望し、福祉人材センター・福祉人材バンクに求職者登録している者(介護職員として就業中の者は除く)

(イ) 障がい者介護技能習得支援事業

障がい者に対する介護職員初任者研修を開催し、障害者就業・生活支援センター等と連携することで、障がい者の資格取得から就労までの支援を一体的に行う。

a 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者に委託するものとする。

b 事業の対象者

福祉施設等を利用する障がい者

(9) 潜在的介護職員等活用推進事業

ア 目的

人材派遣会社が介護分野での就業を希望する潜在的有資格者等を有期雇用契約労働者として雇用し、介護サービス事業所・施設等に紹介予定派遣し、実際の就業を通じて職場を見極める機会を提供することで、潜在的有資格者の再就業の促進を図る。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者に委託するものとする。

ウ 対象となる事業所

介護保険法に基づく指定介護サービス事業者・施設

エ 事業の対象者

(1) 対象事業所において介護職員として就業を希望する者で求職活動中の者をいう。

ただし、公共職業安定所への求職申込みの有無は問わない。

(2) 介護に関する資格(介護福祉士、介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修等)を有する者等

(10) 離職した介護福祉士等の再就業促進事業

ア 目的

福祉人材センターにおいて離職者の登録や登録に関する相談支援を行うとともに、最新の介護保険制度や再就業のための研修会、職場体験の開催案内などの情報発信などを行い、離

職した介護福祉士等の再就業の促進を図る。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施を社会福祉法人北海道社会福祉協議会に委託する。

ウ 事業の内容

- (ア) 届出システムの管理・運用
- (イ) 離職者登録に関する相談支援
- (ウ) 届出者に対する再就業に向けた各種情報発信
- (エ) 介護福祉士や介護事業所等への届出制度の周知・広報

エ 事業の対象者

離職した介護福祉士等その他厚生労働省令で定める資格を有する者

(11) 外国人介護人材受入研修事業

ア 目的

外国人介護人材の受入に係る制度（在留資格「介護」、外国人技能実習制度及びEPA等）等に関する研修を実施することで、外国人介護人材の受入に関する理解を促進することを目的とする。

イ 事業の実施

この事業の実施主体は北海道とし、事業の実施については公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画を提出した事業者に委託するものとする。

ウ 事業の内容

外国人介護人材の受入に関する研修の企画・運営を行う事業

エ 事業の対象者

社会福祉法人等の役員や介護サービス施設・事業所の管理者等

3 その他

上記各事業の実施に関しては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

＜介護事業所内保育所運営支援事業に係る留意事項＞

本事業の実施に当たっては、介護従事者確保総合推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるほか、本留意事項によるものとする。

1 事業の内容について

- (1) 実施要綱2(7)イの重複補助とは、都道府県労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」又は、内閣府が実施する「企業主導型保育事業助成金」との同一年度での重複受給をいう。なお、過去に当該助成金を受けていた場合の申請は認める。

2 対象者について

- (1) 実施要綱2(7)ウにおいて、原則12ヶ月運営することとしているが、運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数が当該月の日数の1/2以上である場合は1ヶ月と算定して差し支えない。
また、年度途中で開設した事業所内保育所について、開設月以降毎月開所している場合は対象とする。
- (2) 実施要綱2(7)ウの保育料とは、保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む）をいう。
- (3) 実施要綱2(7)ウ〈施設種別〉における児童数算定の対象となる保育児童とは、補助対象者の運営する介護保険法に基づく介護サービス施設・事業所（当該介護事業所内保育所が内部に設置されている介護サービス施設・事業所以外も含む）に従事する職員の児童をいう。
また、年間の平均児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満（6ヶ月以上に達する場合を除く。）であっても各種別に該当する。
ただし、児童の月ごと保育日数が15日未満（2月においては14日未満）の場合、児童数に計上しない。

3 対象経費の考え方について

- (1) 保育士等職員の配置に係る人件費、委託料（人件費）とは、法定福利費を含む。

4 その他

- (1) 補助対象事業に関する帳簿や証拠書類（事業実施証明となりうる書類や領収書等）の整理・保存には十分留意すること。（証拠書類が整備されていない場合は補助対象と認められない場合がある。）

※ 道はあらかじめ実施しようとする取組等の内容やその経費の考え方等について審査・確認を行い、実施要綱及び本留意事項に照らし適当と認められる内容及び経費について予算の範囲内で補助を行う。

介護事業所内保育所運営支援事業協議書

1 保育施設及び開設者の名称等

種別	保育施設			開設者等			運営等が委託の場合	
	施設名	開設年月日	所在地	設置主体	開設介護事業所の名称	所在地	委託団体等名称	代表者名
A型	△△△保育所	#####	札幌市中央区北3条西6丁目	社会福祉法人北海道○○○	特別養護老人ホーム○○○	札幌市中央区北3条西6丁目	株式会社×××	北海太郎

2 児童福祉施設最低基準

児童福祉施設最低基準を満たしていない要素							
職員の人数	職員の資格	面積基準	給食室の設置	その他の設備の設置	保育時間・開所時間基準	立地基準	その他
	保育士資格を有する職員が1名						

3 保育乳幼児数及び利用職種

計	半月以上保育乳幼児数				利用職種(半月未満保育含む。)		
	乳児	1、2歳児	3歳児	4歳児以上	計	介護職員	その他
	人	人	人	人			
9	2 (2)	5 (3)	2 (1)	0 (0)	12	8	4

4 職員の状況及び保育時間等

計	保育士等数			保育施設での一般の乳幼児等の保育状況	保育時間		月額保育料
	保育士	看護師	その他		保育施設開所時間帯	開所時間	
3.3	1.0		2.3	1	7時30分～18時00分	10時間30分	円 25,000

5 建物の状況

構造の別	建物階数	延床面積	備考
木造、ブロック、 <u>鉄筋</u> 別	2階	100.0 m ²	

- 注 1 この様式は、介護事業所内保育所運営支援事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 「種別」欄には、A型特例、A型、B型、B型特例の区分を記載すること。
- 3 2の「児童福祉施設最低基準」には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に掲げる設備・職員の配置等の基準を満たしていない要素がある場合、その項目に○を記入すること。
- 4 3の「保育乳幼児数」には、補助対象となる保育乳幼児数を記入し、()には介護職員の児童数を再掲すること。
- 5 「利用職種」には、保育所との保育契約をしている者を職種別に計上すること。
- 6 4の「保育士等数」欄には、保育士の有資格者、看護師、その他(事務職等の保育に従事しない者を除く)を記載すること。
- 7 「保育施設での一般の乳幼児等の保育状況」には、地域住民等の乳幼児を保育している場合に、その乳幼児数の年間平均数を記入すること。年間平均児童数については、補助対象型別に定められた児童数の算定方法に準じること。
- 8 「月額保育料」欄には、児童一人当たりの保育料月額を記載すること。
- 9 「延床面積」欄には、保育のための床面積を記載すること。

介護事業所内保育所運営支援事業協議書

1 保育施設及び開設者の名称等

種別	保育施設			開設者等			運営等が委託の場合	
	施設名	開設年月日	所在地	設置主体	開設介護事業所の名称	所在地	委託団体等名称	代表者名

2 児童福祉施設最低基準

児童福祉施設最低基準を満たしていない要素							
職員の数	職員の資格	面積基準	給食室の設置	その他の設備の設置	保育時間・開所時間基準	立地基準	その他

3 保育乳幼児数及び利用職種

計	半月以上保育乳幼児数				利用職種(半月未満保育含む。)		
	乳児	1、2歳児	3歳児	4歳児以上	計	介護職員	その他
人	人	人	人	人	人	人	人
0	()	()	()	()	0		

4 職員の状況及び保育時間等

計	保育士等数			保育施設での一般の乳幼児等の保育状況	保育時間		月額保育料
	保育士	看護師	その他		保育施設開所時間帯	開所時間	
人	人	人	人	人	時 分～時 分 時 分～時 分	時間 分 時間 分	円
0.0							

5 建物の状況

構造の別	建物階数	延床面積	備考
木造、ブロック、鉄筋別	階	m ²	

- 注 1 この様式は、介護事業所内保育所運営支援事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 「種別」欄には、A型特例、A型、B型、B型特例の区分を記載すること。
- 3 2の「児童福祉施設最低基準」には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に掲げる設備・職員の配置等の基準を満たしていない要素がある場合、その項目に○を記入すること。
- 4 3の「保育乳幼児数」には、補助対象となる保育乳幼児数を記入し、()には介護職員の児童数を再掲すること。
- 5 「利用職種」には、保育所との保育契約をしている者を職種別に計上すること。
- 6 4の「保育士等数」欄には、保育士の有資格者、看護師、その他(事務職等の保育に従事しない者を除く)を記載すること。
- 7 「保育施設での一般の乳幼児等の保育状況」には、地域住民等の乳幼児を保育している場合に、その乳幼児数の年間平均数を記入すること。年間平均児童数については、補助対象型別に定められた児童数の算定方法に準じること。
- 8 「月額保育料」欄には、児童一人当たりの保育料月額を記載すること。
- 9 「延床面積」欄には、保育のための床面積を記載すること。